

## 審査基準整理票

処分名	指定障害児通所支援事業者の指定		
根拠法令名	児童福祉法（昭和二十二年十二月十二日）（法律 第百六十四号）		（条項）第21条の5の15第1項
基準法令名	大津市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等 の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条 例（平成31年3月31日条例第31号）		（条項）
所管部署	福祉部 障害福祉課 管理係		
標準処理期間	90日	法定処理期間	日
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文書の名称【 <span style="float: right;">】</span></li> <li>・掲載図書等【 <span style="float: right;">】</span></li> <li>・内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</li> </ul> <p>第二十一条の五の十五</p> <p>第二十一条の五の三第一項の指定は、内閣府令で定めるところにより、障害児通所支援事業を行う者の申請により、障害児通所支援の種類及び障害児通所支援事業を行う事業所(以下「障害児通所支援事業所」という。)ごとに行う。</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。